

身体的拘束等適正化のための指針

合同会社 Lサポート

1. 基本的な考え方

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人(事業所)では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束等適正化に向けた意識をもち、身体的拘束をしないケアの実施に心掛けます。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体的拘束を行わないケアを提供することが原則である。

しかしながら、以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最小限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性・・・利用者本人またはその他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(3) 身体拘束に該当する具体的な行為

《介護保険指定基準等における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、種子の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力がある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことが出来ない居室等に隔離する。

⑫ 言葉によって相手の行動を制限することや抑制する。(スピーチロック)

2. 身体的拘束に関する基本方針

(1) 身体的拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体的拘束適正化委員会を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族へ説明、確認・同意を得て行うものとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は身体的拘束適正化委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 利用者・家族への説明

サービスを提供する法人として、利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に法人の方針を説明する。

事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認して、ケアの方向性を提案することで、身体的拘束適正化に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努める。

3. 身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化委員会の設置

当法人では、身体的拘束適正化を目指すために身体的拘束適正化委員会を設置する。

- ① 設置目的・身体的拘束適正化に向けての現状把握及び改善について検討
 - 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
 - 身体的拘束を実施した場合の解除の検討
 - 身体的拘束等適正化に関する職員への指導
- ② 身体的拘束適正化委員会の構成員
管理者、サービス担当責任者、訪問介護員

- ③ 構成員の役割
 - 招集者・・・管理者
 - 記録者・・・サービス担当責任者
- ④ 委員会の検討項目
 - イ) 前回の振り返り
 - ロ) 3要件の再確認
 - ハ) (身体的拘束を行っている利用者がある場合)
 - 3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する。
 - ニ) (身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
 - 3要件の該当状況、特に代替案について検討する。
 - ホ) (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
 - 本人・家族、担当ケアマネ、医師(かかりつけ医)、その他関係機関との意見調整の進め方を検討する。
 - ヘ) 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
 - ト) 今後の予定(研修・次回委員会)
 - チ) 今回の議論のまとめ・共有
- ⑤ 委員会の開催
 - 1年に1回以上定期開催する。
 - その他、必要時は随時開催する

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 緊急身体的拘束適正化委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化委員を中心として各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体的拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討し身体的拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また、廃止に向けた取り組みや改善の検討を担当職員と行い、次回委員会にて報告する。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間または時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に

利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

(3) 記録と再検討

法律上、身体的拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

当該記録をもとに身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。

記録は2年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体的拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体的子を解除する。その場合は利用者・家族に報告をする。

5. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため、すべての職員に対して以下タイミングで研修を行う。

また研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、内容を記載した記録を作成する。

(1) 職員研修の内容

- 定期的な教育・研修(年1回以上)実施する。
- 職員採用時教育・研修を実施する。
- その他、必要な教育・研修を実施する。

6. 指針の閲覧について

本指針は、当法人で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者及び家族が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに掲載します。

令和3年8月1日